



神勞発基 1120 第4号の2

令和7年 11 月 20 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

会長殿

神奈川労働局長

(公印省略)

第2回化学物質管理強調月間の実施について

標記について、令和7年 11 月 4 日付け基発 1104 第6号をもって厚生労働省労働基準局長から通知がありましたので、貴団体におかれましては、会員事業者に対し本実施要綱の趣旨及び内容等を周知いただきますようお願い申し上げます。

基発 1104 第 6 号

令和 7 年 11 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について

令和 4、5 年の労働安全衛生法令の改正に伴い、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制が導入され、令和 6 年 4 月に本格施行されたところである。

これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大し、化学物質管理の知見がかならずしも十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要であることから、令和 6 年度より「化学物質管理強調月間」を実施しており、今般別添のとおり第 2 回の実施要領をとりまとめたところである。

貴職におかれては、管内の化学物質管理の定着の状況等を踏まえ、化学物質管理強調月間を活用し、化学物質対策に関する説明会の開催、都道府県の環境部局と連携した集団指導の開催等、第三次産業や中小零細事業場を含め取組の促進を図るとともに、事業者においてラベル表示・SDS 交付、リスクアセスメントの実施等、実施要領に定めた事項が適切に講じられるよう効果的な取組を行われたい。なお、現時点で本省や他の機関で実施予定としている取組を別紙のとおり取りまとめたので参考とされたい。

第2回化学物質管理強調月間における取組

主催者	取組の概要
厚生労働省	化学物質管理強調月間特別イベント 【概要】 ○目的： ・新たな化学物質管理制度の趣旨を広く事業者に周知し、業種・規模を問わず自律的な化学物質管理の定着を図ること。 ・飲食業・宿泊業を例に、すぐに実践できる具体的な行動様式を共有すること。 ○対象：全ての事業者（業種・規模を問わず） ○内容： ・新たな化学物質管理に関する制度の背景や現状、化学物質の自律的管理に関する基礎的情報を共有するセッション（化学物質管理者制度や支援施策紹介等を含む。） ・飲食業・宿泊業など、これまで化学物質管理の経験が少ない事業者を対象に、リスクアセスメントや安全管理の進め方を体験的に学ぶ実践的ワークショップ 【開催時期】令和8年1～2月（予定） 【開催場所】東京・大阪 【参加募集開始】令和7年12月（予定） （詳細は厚生労働省ホームページで12月頃公表予定）
中央労働災害防止協会	○ ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置 管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信する。 ○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用し、中小規模事業場等の化学物質管理を支援する。 ○ 化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣等。 ○ 個人ばく露測定など、職場における化学物質管理のあり方等に関する相談窓口の開設。 ○ 化学物質管理強調月間図書・用品の取扱い（令和8年1月16日～2月28日にキャンペーンを実施）、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を制作・提供。

経済産業省	○ 化学物質管理セミナー 【概要】 ・ 目的：化学物質排出把握管理促進法等の化学物質関連法令について理解を促すこと ・ 対象：事業者 ・ プログラム：後日、経済産業省のホームページに掲載予定 【時期】 令和8年2月
環境省	○ アドバイザー制度利用促進キャンペーン ○ リスクコミュニケーションサポートパッケージ 【概要】 ・ 化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。 ・ 令和8年2月の派遣は、化学物質アドバイザーへ支払う旅費・謝金を環境省が負担（先着10団体） ・ 令和8年2月にリスクコミュニケーションの開催を目指して、プログラムの作成や参加市民の募集等を含む一連の作業を無料サポート（上記キャンペーンの一環として、先着2団体） 【対象期間】 令和8年2月1日～28日（1か月間） 【アドバイザー派遣依頼詳細】 https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html 【アドバイザー制度パンフレット】 https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf ○ かんたん化学物質ガイドの改訂（お知らせ） 【概要】 ・ 化学物質と環境リスクについて、楽しく学べるパンフレット ・ 令和8年2月までに「塗料・接着剤と化学物質」の改訂版を公表予定 【ダウンロードページ】 https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

(ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携

(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
- d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
- e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
- f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
- i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施

k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③ スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

基 発 1104 第 7 号
令和 7 年 11 月 4 日

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について

第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱を別添のとおり決定いたしましたので、主唱者として本要綱に基づき同月間の実施に万全を期してくださいますようお願い申し上げます。

基 発 1104 第 8 号
令和 7 年 11 月 4 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について

第 2 回化学物質管理強調月間を別添の「第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱」により実施することとしましたので、御協賛くださいますようお願い申し上げます。

別記

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省発基安 1104 第 2 号
令和 7 年 11 月 4 日

別記関係機関の長 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

第 2 回化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

化学物質による労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

別添の「第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

別記

1 関係行政機関等

衆議院事務総長
参議院事務総長
内閣官房副長官
人事院事務総長
内閣府事務次官
警察庁長官
宮内庁長官
総務事務次官
国土交通事務次官
防衛事務次官
文部科学事務次官
環境事務次官
法務事務次官
外務事務次官
財務事務次官
農林水産事務次官
経済産業事務次官
最高裁判所事務総長
会計検査院事務総長

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事

神奈川縣知事
新潟縣知事
富山縣知事
石川縣知事
福井縣知事
山梨縣知事
長野縣知事
岐阜縣知事
靜岡縣知事
愛知縣知事
三重縣知事
滋賀縣知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫縣知事
奈良縣知事
和歌山縣知事
鳥取縣知事
島根縣知事
岡山縣知事
広島縣知事
山口縣知事
德島縣知事
香川縣知事
愛媛縣知事
高知縣知事
福岡縣知事
佐賀縣知事
長崎縣知事
熊本縣知事
大分縣知事
宮崎縣知事
鹿兒島縣知事
沖繩縣知事

2 事業者団体等

船員災害防止協会会長
ビール酒造組合会長代表理事
一般財団法人食品産業センター会長
精糖工業会会長
日本醤油協会会長
一般社団法人日本植物油協会会長
一般社団法人日本食品機械工業会会長
一般社団法人日本乳業協会会長
協同組合日本製パン製菓機械工業会理事長
一般社団法人日本厨房工業会会長
一般社団法人日本食肉加工協会理事長
一般社団法人日本パン工業会会長理事
全日本パン協同組合連合会会長
全日本菓子工業協同組合連合会理事長
全国菓子工業組合連合会理事長
全国飴菓子工業協同組合理事長
全国製麺協同組合連合会会長
一般社団法人日本かまぼこ協会代表理事会長
全国水産加工業協同組合連合会代表理事会長
全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人カメラ映像機器工業会代表理事会長
一般社団法人セメント協会会長
せんい強化セメント板協会会長
ロックウール工業会理事長
塩ビ工業・環境協会 会長
化成品工業協会会長
日本フォトイメージング会長
製粉協会会長
石灰石鉱業協会会長
一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長

全日本紙製品工業組合会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
電線工業経営者連盟理事
一般社団法人 J A T I 協会会長
一般社団法人日本アルミニウム協会会長
一般社団法人日本ガス協会会長
日本 L P ガス協会会長
一般社団法人全国 L P ガス協会会長
電気事業連合会会長
一般社団法人日本電気協会会長
一般社団法人日本動力協会会長
一般社団法人日本原子力産業協会会長
日本フェロアロイ協会会長
日本プラスチック工業連盟会長
一般社団法人日本ベアリング工業会会長
一般社団法人日本ロボット工業会会長
一般社団法人日本印刷産業連合会会長
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長
日本火薬工業会会長
公益社団法人全国火薬類保安協会会長
一般社団法人日本機械工業連合会会長
日本機械輸出組合理事長
一般社団法人日本金属プレス工業協会会長
一般社団法人日本建設機械工業会会長
日本光学工業協会会長
一般社団法人日本工作機械工業会会長
一般社団法人日本産業・医療ガス協会会長
一般社団法人日本産業機械工業会会長
日本酸化チタン工業会会長
一般社団法人日本自動車会議所会長
一般社団法人日本自動車工業会会長
一般社団法人 日本自動車車体工業会会長
一般社団法人日本自動車部品工業会会長
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会会長
一般社団法人日本伸銅協会会長
日本製紙連合会会長
日本船舶輸出組合理事長

一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
一般社団法人日本造船工業会会長
一般社団法人日本鍛圧機械工業会会長
一般社団法人日本鍛造協会会長
一般社団法人日本中小型造船工業会会長
一般社団法人日本鑄造協会会長
日本鑄鍛鋼会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
一般社団法人日本溶接協会会長
一般社団法人日本鉄道車輛工業会会長
一般社団法人日本電機工業会会長
一般社団法人日本照明工業会会長
一般社団法人日本電線工業会会長
一般財団法人日本陶業連盟理事長
一般社団法人日本皮革産業連合会会長
日本紡績協会会長
日本麻紡績協会会長
日本羊毛産業会会長
板硝子協会会長
石油化学工業協会会長
エネルギー資源開発連盟会長
公益社団法人東京医薬品工業協会会長
一般社団法人日本ゴム工業会会長
日本ソーダ工業会会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
日本化学繊維協会会長
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター会長
日本化粧品工業連合会会長
日本製薬工業協会会長
日本製薬団体連合会会長
日本石鹼洗剤工業会会長
一般社団法人日本塗料工業会会長
日本肥料アンモニア協会会長
一般社団法人日本芳香族工業会会長
日本無機薬品協会会長
硫酸協会会長
日本鉱業協会会長
一般社団法人日本砂利協会会長

一般社団法人日本砕石協会会長
一般社団法人日本新聞協会会長
公益社団法人日本専門新聞協会理事長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長
全国造船安全衛生対策推進本部本部長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
一般社団法人プレハブ建築協会会長
一般社団法人仮設工業会会長
一般社団法人海外建設協会会長
一般財団法人建設業振興基金理事長
公益財団法人建設業福祉共済団理事長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人合板仮設材安全技術協会会長
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長
全国仮設安全事業協同組合理事長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
全国管工事業協同組合連合会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
一般社団法人全国建設業労災互助会会長
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長
一般社団法人全国森林土木建設業協会会長
一般社団法人全国測量設計業協会連合会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会会長
一般社団法人送電線建設技術研究会理事長
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会会長
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
一般社団法人日本橋梁建設協会会長
一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長
一般社団法人日本建設機械施工協会会長
一般社団法人日本建設業経営協会会長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本型枠工事業協会会長
一般社団法人日本左官業組合連合会会長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長

一般社団法人日本造園建設業協会会長
一般社団法人日本造園組合連合会理事長
一般社団法人日本電設工業協会会長
一般社団法人日本塗装工業会会長
一般社団法人日本道路建設業協会会長
一般社団法人日本鷹工業連合会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長
一般財団法人首都高速道路協会理事長
公益社団法人全日本トラック協会会長
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長
公益社団法人鉄道貨物協会理事長
一般社団法人日本港運協会会長
一般社団法人日本民営鉄道協会会長
公益社団法人全国通運連盟会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長
全国タイヤ商工協同組合連合会会長
全国石油商業組合連合会会長
一般社団法人日本ドウ・イト・ユアセルフ協会会長
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長
日本スーパーマーケット協会会長
日本チェーンストア協会会長
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長
日本小売業協会会長
公益社団法人日本新聞販売協会会長
日本百貨店協会会長
公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長
公益社団法人全国老人福祉施設協議会会長
公益社団法人日本認知症グループホーム協会代表理事
社会福祉法人全国社会福祉協議会会長
一般社団法人全国介護付きホーム協会代表理事
一般社団法人日本在宅介護協会会長
一般社団法人全国介護事業者協議会理事長
公益社団法人全国老人保健施設協会会長
全国社会就労センター協議会会長
全国身体障害者施設協議会会長
全国保育協議会会長

全国児童養護施設協議会会長
全国乳児福祉協議会会長
全国母子生活支援施設協議会会長
全国ホームヘルパー協議会会長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
一般社団法人大阪外食産業協会会長
公益社団法人日本給食サービス協会会長
一般社団法人日本弁当サービス協会会長
一般社団法人日本惣菜協会会長
公益社団法人日本べんとう振興協会会長
公益社団法人リース事業協会会長
一般社団法人日本倉庫協会会長
一般社団法人信託協会会長
一般社団法人生命保険協会会長
一般社団法人全国銀行協会会長
一般社団法人全国信用金庫協会会長
一般社団法人全国信用組合中央協会会長
一般社団法人全国地方銀行協会会長
一般社団法人第二地方銀行協会会長
日本証券業協会会長
一般社団法人日本損害保険協会会長
一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長
一般社団法人不動産協会理事長
一般社団法人日本民間放送連盟会長
一般社団法人日本映画製作者連盟会長
一般社団法人日本映像ソフト協会会長
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟理事長
一般社団法人情報サービス産業協会会長
一般社団法人情報通信エンジニアリング協会会長
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会会長
一般社団法人電気通信協会会長
一般社団法人電気通信事業者協会会長
一般社団法人電子情報技術産業協会会長
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
一般社団法人全日本シティホテル連盟会長
一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会理事長
一般社団法人日本ホテル協会会長
一般社団法人日本旅館協会会長

一般社団法人日本旅行業協会会長
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
公益社団法人全国産業資源循環連合会会長
公益社団法人全国都市清掃会議会長
一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会会長
一般社団法人日本くん蒸技術協会会長
公益社団法人日本洗浄技能開発協会理事長
一般社団法人全国警備業協会会長
全国森林組合連合会代表理事会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会会長
一般社団法人全国木材組合連合会会長
一般社団法人日本林業協会会長
一般社団法人林業機械化協会会長
一般社団法人大日本水産会会長
全国社会福祉法人経営者協議会会長
全国救護施設協議会会長
公益社団法人日本社会福祉士会会長
公益社団法人日本介護福祉士会会長
公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
社会福祉法人日本保育協会理事長
公益社団法人全国私立保育連盟会長
公益社団法人日本食品衛生協会理事長
石油連盟会長
一般財団法人カーボンフロンティア機構会長
全国製紙原料商工組合連合会理事長
全国ガラス外装クリーニング協会連合会会長
一般社団法人日本 BPO 協会会長
一般社団法人日本人材派遣協会 会長
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国商工会連合会会長
全国中小企業団体中央会会長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長
一般社団法人日本ボイラ協会会長
一般社団法人日本クレーン協会会長
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長
公益財団法人安全衛生技術試験協会理事長

公益社団法人産業安全技術協会会長
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長
一般社団法人全国登録教習機関協会会長
公益社団法人日本保安用品協会会長
一般財団法人全日本交通安全協会会長
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
公益財団法人産業医学振興財団理事長
学校法人産業医科大学理事長
公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長
公益社団法人日本産業衛生学会理事長
公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
公益財団法人介護労働安定センター会長
全国専修学校各種学校総連合会会長
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
建設労務安全研究会理事長
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会会長
公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人日本海難防止協会会長
社団法人日本港湾福利厚生協会会長
一般社団法人日本在外企業協会会長
公益社団法人日本作業環境測定協会会長
公益社団法人日本歯科医師会会長
一般社団法人日本船主協会会長
公益財団法人海上保安協会会長
全国社会保険労務士会連合会会長
東京都家具商業組合理事長
独立行政法人都市再生機構理事長
公益財団法人日本消防協会会長
日本生活協同組合連合会会長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
東日本高速道路株式会社社会長
中日本高速道路株式会社社会長
西日本高速道路株式会社社会長
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
阪神高速道路株式会社社会長
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長

独立行政法人水資源機構理事長
独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター所長
一般社団法人日本林業経営者協会会長
全国木材チップ工業連合会会長
一般社団法人日本工業炉協会会長
日本高温断熱ウール工業会会長
外国人技能実習機構理事長
一般社団法人高齢者住宅協会会長

3 労働組合

日本労働組合総連合会会長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長
全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟会長
全国電力関連産業労働組合総連合会長
全国法律関連労組連絡協議会議長
全国労働組合総連合議長
全国労働組合連絡協議会議長
全日本自動車産業労働組合総連合会会長
日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員長
全日本運輸産業労働組合連合会中央執行委員長
全国ガス労働組合連合会中央執行委員長
全国交通運輸労働組合総連合中央執行委員長
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員長
日本郵政グループ労働組合中央執行委員長
日本食品関連産業労働組合総連合会会長
日本化学エネルギー産業労働組合連合会会長
J'AM執行委員長